

鹿角市史デジタルアーカイブ構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 提案書を募集する業務概要

(1) 業務名

鹿角市史デジタルアーカイブ構築業務

(2) 業務内容

別紙仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

10,602千円（ただし消費税及び地方消費税を含む。）以内とする

2 プロポーザルへの参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 国及び他の地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (6) 平成27年4月1日以降にデジタルアーカイブ構築業務^{※1}と同種もしくは類似業務の受託実績を有していること。

※1 デジタルアーカイブ構築とは、歴史や資産、知識などをデジタル化し、長期保存・管理・活用するための仕組みを構築する業務をいう。具体的には、資料のデジタル化、データベース化、検索システムの構築。公開体制の整備など。

3 参加申し込み

参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

(1) 提出方法

鹿角市教育委員会生涯学習課文化財振興班へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(2) 提出期限

令和7年7月11日(金)正午まで【厳守】

(3) 提出書類

ア 参加希望書(様式第1号)

イ 参加資格に関する宣誓書(様式第2号)

(4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加希望書を提出した者に対し令和7年7月15日(火)までに電子メール及び書面により通知する。

4 企画提案書の提出

企画提案書等の提出参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出することができる。

(1) 提出書類

様式は任意とする。

ア 企画提案書

イ 当該業務の実施体制

ウ 業務スケジュール

エ 参加者の本業務と同種又は類似の業務実績

オ 見積書(税込み)

(2) 提出期限

令和7年7月22日(火)正午まで【厳守】

(3) 提出方法

10部(1部原本、9部副本)作成し、鹿角市教育委員会生涯学習課文化財振興班へ持参もしくは郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問書を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールまたはFAXにて質問書(様式第3号)を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月16日(水)正午まで【厳守】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、参加資格を有すると認められた者すべてに対して、参加希望書に記載の連絡先に、電子メールまたはFAXにより、令和7年7月17日（木）までに回答する。ただし、質問内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

(4) 提出先

鹿角市教育委員会生涯学習課文化財振興班

FAX : 0186-30-1140 Email : bunkazai@city.kazuno.lg.jp

6 提案の審査等

(1) 審査方法

本プロポーザルに応募した事業者（以下「応募事業者」という。）から提出された企画提案書等の審査及び応募事業者からのプレゼンテーションを受け、提案内容を総合的に評価する。

(2) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

参加資格を有すると認められた事業者が4者以上であった場合、生涯学習課内において企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ プレゼンテーション審査

一次審査を通過した上位3者（参加資格を満たすと判断された応募事業者が3者未満であった場合は、参加資格を有すると認められた応募事業者全員）に対して、審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査実施日については別途通知する。

ウ 審査基準

別表1の審査基準による採点を行い、最も優れた1者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに提案者に通知する。なお、審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないものとする。

7 契約手続

本プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、提案された内容を基本とし、選定者と鹿角市の協議のもと業務に係る仕様を確定させた上

で、鹿角市財務規則等関係法令の規定に基づき、契約手続を行う。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は、これを返却しない。また、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となり、本条例の定めによる不開示情報を除いて開示される場合がある。
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは、これを認めない（ただし、軽微なもので、市が認める場合は除く。）。

9 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合、又は指示した事項に違反した場合は、提案者を失格とする場合がある。

10 プロポーザルのスケジュール（予定を含む。）

参加希望書提出期限	令和7年7月11日（金）正午まで
参加資格審査結果通知	令和7年7月15日（火）午後5時15分まで
質問書提出期限	令和7年7月16日（水）正午まで
質問書回答日時	令和7年7月17日（木）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和7年7月22日（火）正午まで
審査委員会（プレゼンテーション 審査）（予定）	令和7年7月下旬
審査結果通知（予定）	令和7年7月下旬

別表1 審査基準

評価項目		評価点				
		優	良	可	不良	不可
1 業務の実績及び理解度について(配分:30点)						
1	提案者は同種、類似業務の豊富な実績を有しているか。	10点	8点	5点	3点	0点
2	鹿角市の歴史・文化の特性を理解した上で、デジタルアーカイブ利用者の満足度向上につながる提案内容となっているか。	20点	16点	10点	6点	0点
2 業務内容の妥当性について(配分:60点)						
1	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画案がなされているか。	10点	8点	5点	3点	0点
2	視覚に訴える親しみやすさや、操作のしやすさに優れているか。	10点	8点	5点	3点	0点
3	横断検索や他機関とのデジタルアーカイブ連携が効果的に行われる内容となっているか。	10点	8点	5点	3点	0点
4	本業務で備えるコンテンツのほか、今後の運用で拡張・追加可能なコンテンツの将来イメージができる提案が盛り込まれているか。	10点	8点	5点	3点	0点
5	従事スタッフは業務実施に十分な人数と構成になっているか。	10点	8点	5点	3点	0点
6	無理のないスケジュール管理体制が構築されているか。	10点	8点	5点	3点	0点
3 経費積算の妥当性について(配分:10点)						
1	経費内訳が明確で、内容に不備・不適切はないか。また、将来のシステム維持に係る経費は持続可能かつ妥当な金額となっているか。	10点	8点	5点	3点	0点
合 計		100点(満点)				